平成２９年（フ）第２０９８号
札幌市西区二十四軒１条４丁目１番10―1101号
債務者　永野　恵子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２４号
札幌市東区中沼６条１丁目２番３号
債務者　白水佳奈子（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４１号
札幌市北区北34条西６丁目２番３号　ノースヴィーナス201号
債務者　國場佳津也
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２１７号
札幌市白石区川下１条７丁目１番23号　メイプルハイツ103号
債務者　大竹由起子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２４７号
札幌市西区発寒６条14丁目19番１―102号
債務者　豊島　浩永
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２７２号
札幌市豊平区西岡４条７丁目５番16号　大谷マンション３号
債務者　中原　欣志
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８２号
札幌市白石区中央２条５丁目２番48―406号
債務者　田中　裕花
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２８９号
札幌市中央区南１条西12丁目322番地、住民票上の住所旭川市末広２条６丁目４番２号
債務者　原田　　泉（旧姓冨士田）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２９４号
札幌市手稲区曙12条２丁目11番12号
債務者　佐藤はるみ
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３５７号
札幌市白石区本通４丁目北４番15号　Ｅフラット101号
債務者　中島リチア
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６７号
札幌市西区山の手４条５丁目３番１号　介護老人保健施設セージュ山の手、住民票上の住所札幌市豊平区月寒東１条13丁目１番14号シャトー栄101号
債務者　手塚喜一朗
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２７０号
釧路市新橋大通８丁目２番1301号　シャルムサンライト1301号、申立前の住所釧路市中島町13番23号　コーポ外崎Ⅰ　102号
債務者　藤田美千代
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３２９号
盛岡市浅岸３丁目10番２号、旧住所東京都江東区門前仲町２丁目11番５―504号
債務者　佐々木幸一
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１号
千葉県銚子市港町1642番地
債務者　伊東　なか
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第８５号
新潟県上越市南城町１丁目14番５号
債務者　田原　　功
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第３０９号
愛知県一宮市宮西通７丁目３番地３　クリーンハイツ宮西302号
債務者　鹿嶋　宏子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第５１６０号
大阪市生野区舎利寺１丁目５番14号、前住所大阪府門真市野里町13番12号
債務者　伊藤　尋巳
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部